

各 位

平成 16 年 5 月 18 日

株式会社 イーエムシステムズ  
代表取締役社長 國光 浩三  
(コード番号 4820 東証 第二部)  
問合わせ先 取締役管理本部長 田中 英次  
T E L ( 0 6 ) 6 3 9 7 - 1 8 8 8

## ストックオプション（新株予約権）に関するお知らせ

平成 16 年 5 月 18 日開催の当社取締役会において、商法第 280 条ノ 20 および第 280 条ノ 21 の規定に基づき、ストックオプションとして新株予約権を発行することの承認を求める議案を下記のとおり平成 16 年 6 月 29 日開催予定の当社第 21 期定時株主総会に提案することを決議いたしましたので、下記のとおりお知らせいたします。

### 記

#### 1. 特に有利な条件をもって新株予約権を発行する理由

当社ならびに当社の子会社の取締役および従業員の連結業績向上に対する意欲や士気を一層高めることを目的とし、下記 2、3 に記載のとおり新株予約権を無償で発行するものであります。

#### 2. 新株予約権の割当を受ける者

当社ならびに当社の子会社の取締役および従業員に割当るものとする。

#### 3. 新株予約権発行の要領

##### (1) 新株予約権の目的となる株式の種類および数

当社普通株式 150,000 株を上限とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により目的となる株式の数を調整するものとする。ただし、かかる調整は、新株予約権のうち、当該時点で行使されていない新株予約権の目的となる株式の数において行われ、調整の結果生じる 1 株未満の端数については、これを切り捨てるものとする。

$$\text{調整後株式数} = \text{調整前株式数} \times \text{分割・併合の比率}$$

また、当社の合併、株式交換、会社分割等により、目的たる株式の数の調整を必要とする場合、取締役会が適切と判断する目的たる株式の数に変更されるものとする。

##### (2) 発行する新株予約権の総数

1,500 個を上限とする。(新株予約権 1 個につき当社普通株式 100 株。ただし、(1) に定める株式の数の調整を行った場合は、同様の調整を行う)

##### (3) 新株予約権の発行価額

無償で発行するものとする。

(4) 各新株予約権の行使に際して払込をすべき金額

各新株予約権 1 個当たりの払込金額は、次により決定される 1 株当たりの払込金額に (2) に定める新株予約権 1 個の株式の数を乗じた金額とする。

1 株当たりの払込金額は、新株予約権を発行する日の属する月の前月の各日 (取引が成立していない日を除く。) の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値の平均値に 1.05 を乗じた金額 (1 円未満の端数は切り上げる。) とする。

ただし、当該金額が新株予約権を発行する日の東京証券取引所における当社株式普通取引の終値 (取引が成立しない場合はそれに先立つ直近日の終値とする。) を下回る場合は、当該終値とする。

なお、当社が株式分割または株式併合を行う場合、次の算式により 1 株当たりの払込金額を調整し、調整による 1 円未満の端数は切り上げる。

$$\text{調整後払込金額} = \text{調整前払込金額} \times \frac{1}{\text{分割・併合の比率}}$$

また、当社の合併、株式交換、会社分割等により、払込金額の調整を必要とする場合、取締役会が適切と判断する払込金額に変更されるものとする。

(5) 新株予約権を行使することができる期間

平成 18 年 7 月 1 日から平成 20 年 6 月 30 日まで

(6) 新株予約権の行使の条件

新株予約権の割当を受けた者 (以下、「新株予約権者」とする。) は、権利行使時においても、当社ならびに当社子会社の取締役、監査役および従業員であることを要する。

ただし、任期満了、定年による退職者および当社取締役会の承認を得た者は、引続き新株予約権を行使することができるものとする。

新株予約権者が死亡した場合は、相続を認めないものとする。

その他の権利行使の条件は、本総会決議および新株予約権発行の取締役会決議に基づき、当社と新株予約権者との間で締結する新株予約権割当契約に定めるところとする。

(7) 新株予約権の消却事由および条件

当社が消滅会社となる合併契約書が株主総会で承認されたとき、または当社が完全子会社となる株式交換契約書承認の議案もしくは株式移転の議案が株主総会で承認されたときは、当社は新株予約権を無償で消却することができる。

当社は、新株予約権者が (5) (6) に定める条件により、権利を行使する条件に該当しなくなった場合および新株予約権を喪失した場合に、その新株予約権を消却することができる。この場合、当該新株予約権は無償で消却する。

(8) 新株予約権の譲渡制限

新株予約権を譲渡するときは、取締役会の承認を要するものとする。

(注) 上記の内容については、平成 16 年 6 月 29 日開催予定の当社第 21 期定時株主総会において「ストックオプションとして新株予約権を発行する件」が承認されることを条件といたします。

以 上